**２　災害復興支援と原発事故問題**

**(1)東日本大震災への対応**

　　2011(平成23)年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という日本における観測史上最大の地震であり、地震後発生した津波によって沿岸部地域の広範囲に壊滅的な損害を与え、死者・行方不明者1万9千名を数える未曾有の災害となった。また、福島第一原子力発電所事故(以下、「原発事故」という。)は、放射性物質が広範囲に拡散し、被害者の避難の長期化、風評被害による地域経済への甚大な影響など、予想を超えた被害をもたらした。

　　すでに６年半以上経過しているが、2017（平成29）年11月現在約7万9000人の住民が避難を継続し、応急仮設住宅や借上げ住宅での生活を余議なくされている等、未だ復興がされたというには未だ遠い現状にある。

　　基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士ならびに弁護士会は、日に日に報道等で取り上げられる回数が減少し、世間における関心が薄れていく中でも、東日本大震災による未曽有の被害の実情、現状を適切に把握し、被災地、被害者の救済、復興のため、今後も継続して活動を行うことが求められていることを改めて認識したい。

　　日弁連では、発災直後から災害対策本部を立ち上げ、活動してきたことは一昨年までの政策綱領において詳細に記述しているので、そちらを参照されたい。

　　現在、大きな課題として残されているもの2つ取り上げておく。

　　ア　避難者の応急仮設・借上げ住宅の供与期間延長問題

福島県は、現在、2018（平成30）年までとされている避難指示区域等からの避難者に係る応急仮設住宅の供与期間の延長につき、一部市町村では避難指示解除後の自宅の建築・修繕等住居の確保の状況を踏まえて2019（平成31）年3月までに一律に延長したが、帰還困難区域以外の区域からの避難者については2019（平成31）年3月末をもって終了されることとなった。さらに、政府は帰還困難区域についても2022（平成34）年までに一部解除に向けての除染作業を行うとの方針を示している。

しかしながら、住民が安心して戻れるための環境整備が十分に行われているとはいえないことから、避難者の仮設・借り上げ住宅の供与期間については、さらに相当期間延長されるべきである。

これは、東京においても同様であり、今なお避難者数は5200人近く存在し、東京都への働きかけを行うなどして、避難者への住居支援を訴えていかなければならない。

　　　イ　復興の進捗度の相違

　　　　　被災3県において、復興の進捗度は異なっている。原発事故による福島県の復興の遅れはいわずもがな、岩手県においても津波被災地は、盛り土等による工事が前提となり、本格的な住宅復興はこれからとなっている。住宅に関する法的問題も引き続き存在するとして、岩手県弁護士会は相談体制を継続するとのことである。

**(2)原子力損害賠償問題への対応**

ア　原子力損害賠償紛争解決センターについて

文科省のホームページによれば、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「原紛センター」という。)の2017（平成29）年11月24日現在の取り扱い状況は下記のとおりと発表されている。

（1）申立件数：23,096件
（2）既済件数：21,246件
（うち全部和解成立：17,436件、取下げ：2,150件、打切り：1,659件、却下：1件)
（3）現在進行中の件数 〔（1）－（2）〕：1,850件
（うち現在提示中の全部和解案：137件）
（4）全部和解成立件数：17,436件

損害賠償請求の相当件数が原紛センターで対応されていることが分かる。

　　ただ、2015（平成27）年の政策綱領に記載したとおり、仲介委員の提案の重要部分を東京電力（東電）側が事実上拒否する回答がなされるといった問題が存在しており、日弁連では、東京電力に対して、再三にわたり、「和解仲介案の尊重」を遵守し、被害者に対して迅速な賠償を行うよう求め、また、政府に対しても、東京電力に対し強く指導を行うよう、要望している。

イ　原発損害賠償請求訴訟

各地で区域外避難者や、区域内避難者においても賠償を打ち切られた避難者による損害賠償請求の集団訴訟が提起されているが、2017（平成29）年に入り地方裁判所では順次判決が言い渡されている。

(1)前橋地裁平成29年3月17日　国及び東電に対する請求認容

(2)千葉地裁平成29年9月22日　国に対する請求棄却、東電に対する請求のみ認容

　　　(3)福島地裁平成29年10月10日　国及び東電に対する請求認容。但し、国について

は東電の負う責任の2分の１

以上の3判決とも控訴がなされているが、控訴審では、未曽有の原発事故に対して、行政判断による区域指定の結果である不平等な取り扱いを廃し、被害者に対する十分な補償を認める司法判断に期待したい。

**(3)熊本地震**

　　　　2016（平成28）年4月14日、16日に震度7の熊本地震が発生した。日弁連は直ちに災害対策本部を立ち上げ、熊本弁護士会への支援態勢を整えた。

　　　東京三会においても、日弁連の要請により、熊本弁護士会の電話相談を支援するために、同年5月3日から電話相談を担当し、9月末まで継続した。途中、大阪、福岡も電話相談に参加した。熊本地震については、相隣関係、借家関係、二重ローン問題などの法律相談が多いと報告されている。

　　　　特に昨年4月に発効した自然災害ガイドラインの初めての対象災害であり、熊本弁護士会は登録支援専門家を養成し、被災者のニーズに応えようとしている。ただし、被災者は熊本県外にも避難しており、全国的に登録支援専門家の確保が必要となっている。

東弁においても2017（平成29）年度には登録支援専門家の名簿を調製するための研修会を開催して募集が行われている。

**(4)東京三弁護士会の活動**

東日本大震災のために設置された東京三会復旧復興本部(なお、2017(平成29)年度は二弁が担当会。)では引き続き、①原子力損害賠償支援機構(以下、「支援機構」という。)の相談担当者派遣、②都内避難者向け説明会の実施、等の活動を行っている。また前述のとおり、熊本地震にも対応している。

東京三弁護士会災害対策委員会では、東京における大規模災害に備えて、裁判所、検察庁、法テラスとの協議会を2015（平成27）年度から設けている。2017(平成29)年度も引き続き、論点整理と情報共有に向けた作業を行っている。

なお、東京三会のあっせん仲裁センター(東弁では紛争解決センター)では、災害時ＡＤＲの規則を作成し、災害が発生した場合に、速やかに対応ができるように体制を整えた。

**(5)東弁の活動**

ア　東弁災害対策委員会の活動

東弁災害対策委員会では、首都圏において直下型地震が発生した場合等にそなえ、会員の安否確認テストを行っている。年に2回実施しているが、参加者数が1000人前後で推移しており、会員へのさらなる周知・浸透が課題となっている。

また、東弁災害対策マニュアルを策定したことから、今後会員への周知が必要となっている。

イ　災害基金の創設

東弁では災害対策のための基金を創設し、特別会計として一般会計から2億円を組み入れることとなった(2016（平成28）年11月7日の総会で承認)。

首都直下地震が発生した場合に、十分な金額とは言い難いが、あらかじめ使途を明確にした財源を得て、執行部が機動的に動くことができるようになったものであり、高く評価されるべきである。

**(6)法曹親和会の活動**

　　　　当会では、2011(平成23)年度に期成会と共同して、岩手県遠野市を拠点とする「遠野まごころネット」のボランティア団体の一つとして「東京ひまわり隊」を結成し、積極的に岩手県南沿岸部への支援活動を行ってきた。2015(平成27)年8月に4年間の活動を終え、2016（平成28）年2月には活動報告集を記録として上梓した。

**(7)今後の課題と取り込み**

わが国は異常気象が続き、2015（平成27）年9月の常総市水害、2016（平成28年）台風10号による東北・北海道水害、2016（平成28）年12月に発生した糸魚川大規模火災、2017(平成29)年7月の九州北部豪雨など、各地で多大な被害が発生している。地震についても、2016（平成28）年4月、活断層型の熊本地震が発生するなど、日本全国いつ、どこで大規模な自然災害が起きても全くおかしくない。

このような大規模災害が首都東京に発生した場合には想定外の混乱が生じうる。現に東日本大震災時、最大震度5強であった東京において、交通機関の途絶、帰宅困難者の発生などの大混乱が生じたことを鑑みれば容易に予想されることであろう。

マグニチュード7クラスの首都直下地震は30年以内の発生確率が70％程度とされており、人権擁護を使命とするわれわれ弁護士は、大規模災害に備えて自らの安全を確保するとともに、災害発生後は被災者のための支援活動に邁進していく覚悟と準備を平常時からして備えていかなければならないと考える。